

豊富町立学校使用料金表

時間区分		屋内体育館使用料(円)			
		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
団体	中学生以下	1,000	1,500	1,500	4,000
	高校生以上	2,000	3,000	3,000	8,000
個人	中学生以下	100	100	100	
	高校生以上	200	200	200	

備考1 合計金額の10円未満端数は切り捨てる。

2 団体とは10名以上をいう。

3 冬期間(11～4月)暖房使用時の使用料金は、規定使用料金の3割増しとする。

4 個人料金は、定期的な活動の場として使用する団体のみ適用する。

5 使用面積が2分の1の場合の使用料は、その面積に応じた割合の額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。